

選挙権年齢は**18歳**以上です。在外選挙制度で登録・投票を!



「大切な 未来を築く その権利」

～海外からも日本の国政選挙の投票ができます～

在外選挙人名簿登録資格

①満**18歳**以上で ②日本国籍を持っていて ③海外に3か月以上お住まいの方

登録・投票は簡単です

必要書類を準備し申請書に記入、大使館・総領事館窓口で登録申請

3か月後に大使館などから住所確認の連絡を受ける

在外選挙人証の受取

用意するもの



旅券

申請書



居住している事を証明できる書類
(在留届を提出済の方は不要です。)



固定電話
又は葉書

在外選挙人証



※申請書や選挙人証が海外・国内を往復するため2・3か月かかります ※選挙人証受取は郵送又は窓口での受取が選べます

同居家族による代理申請もできます。

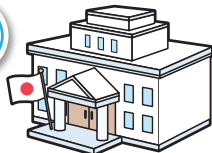
申請者の上記書類と署名入り在外選挙人名簿登録申請書と申出書※、代理の方の旅券を御用意ください。

※申請書と申出書は、領事窓口又は外務省・総務省のホームページから入手できます。



在外投票は次の3つの方法から選択できます

直接派?



在外公館投票

直接日本大使館・総領事館(領事事務所)に出向いて投票する方法。

郵便等投票

投票用紙等を事前に請求して、記載の上、登録先の選挙管理委員会へ郵送する方法。

郵送派?



国内派?

日本国内で投票

一時帰国した方や帰国直後で転入届を提出して3か月未満の方は、日本国内でも投票できます。

外務省

平成22年5月に憲法改正国民投票法が施行されました。在外選挙人証をお持ちの方は国民投票にも投票できます。

詳しくは住所を管轄する在外公館 または

外務省 在外選挙 検索 まで。